

昭和45年9月15日発行
毎月1日 15日発行
発行所 佐賀県鳥栖市宿町1118
鳥栖市役所
郵便番号1221033(郵便局名) 定価1部4円

とす市報

9月15日号
No.191

共同募金ご協力おねがい
10月1日から共同募金運動が始
まります。みなさまの暖いご協
力をお願いいたします。

新都市計画法 市街化区域、調整区域に 関する公聴会

9月27日 午後2時

昨年6月に施行された新都市計画法により鳥栖地区(庄内山を含む)は、市街化区域と市街化調整区域を決めるところになりました。その境界線を引くことからこのことを「線引き」といっています。この線引きの案が県で決められましたが、これにむちむち住民の意見を反映するため、県が公聴会を開きます。各戸に9月上旬、県から資料が配られていますので参考のうえ公聴会には建設的な意見をお寄せください。

◎公聴会の日時および場所

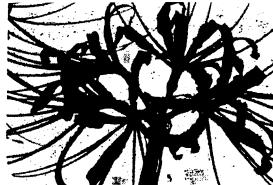
都市計画審議会 16委員の顔ぶれ

6月定例市議会で可決された「鳥栖市都市計画審議会条例」にもとづく都市計画審議会委員が決まり、9月2日初会合が開かれました。委員会は学識経験者5人、市議会議員8人、市職員3人の合計16人で構成される市長の諮問機関。この日は委員の互選で会長に楠原さん(鳥栖基山農業組)、副会長に築地喜久次さん(市議)、時津政吉さん(市議)を決めたあと、市長が質問した「市街化区域と、市街化調整区域の設定について」について論議を始めました。また2回目の会合を9月7日に開きました。

都市計画審議会委員 枝野時
・楠原(鳥栖基山農業組) 築地喜久次(市議会議員) 時津政吉(同) 神近一(土木事務所長) 中高正義(商工会頭) 西依太七(農業委員会会長)

山浦町分譲住宅 25戸がすいています

県住宅供給公社は、45年度から47年度までに山浦町に建てる分譲住宅95戸の入居予定者を昨年決定していましたが、25戸の辞退者が出了ため、改めて募集することになりました。各戸とも敷地面積225平方㍍(68坪)、木造平家建54.15平方㍍(16坪)。
・1年積立(11戸) 諸渡価格245万円
・2年積立(8戸) 263万円
・3年積立(6戸) 280万円
△申込受付 9月21日~9月24日
△受付場所 佐賀県住宅供給公社(佐賀市松原二丁目電話④2261)または鳥栖市役所建設課(電3111)
△抽せん日と場所 10月2日(金)午後2時
鳥栖市役所3階大講堂



ヒガシバナ まんじゅしゃげ、というの
は梵語で(天上の草)の意で、別名しび
とはば、捨花などと、どうも様起きがよ
くないうえ有毒であるが、緑一色のアセ
に群生した赤のみみずしさは人の心を
とらえるに十分だ。

・前間久治(土地改良区副理事長) 伊
東哲夫(市議会議員) 近藤繁雄(同)
・豊忠夫(同) 本村松次(同) 門
司睦夫(同) 山本保(同) 中島一六
(助役) 藤野太郎(農林課長) 古賀
規一(都市計画課長)

お わ

鳥栖ガス株式会社は、9月2日午
後2時半ごろ、古野町の市老人福祉
センター付近でガス管埋設工事中、
誤って水道管を破損しました。この
ため付近住民のみなさまに、断水で
多大のご迷惑をかけ、さらに24時間
後も各地で赤水が出ていました。工事の
不注意を深くおわび申上げます。

今後道路掘削にあたっては事前に

水道管を十分確認の上施工するよう

厳しく注意いたしまして、みなさま

にご不自由をかけないようにいたす

つもりでござります。

鳥栖ガス株式会社

昨年來の電信電話公社の電話線理
設工事および現在の鳥栖ガス会社の

公害対策協発足

市の公害問題を円滑に処理するた
め市役所で、このほど公害対策協議会
が発足しました。メンバーは助役を会
長に収入役、総務課長、財政課長、衛
生課長、農林課長、商工課長、都市計
画課、農業委員会事務局長。

市は昨年5月1日総務課内に公害係
を新設し、関係課と連絡をとりながら
事務処理を行なってきましたが、市民
から持ちこまれる苦情も多く、内容も
複雑になってきましたので、正式に協
議会として発足し、関係各課間の連
携を密にしながら公害問題の調査研
究、公害対策に積極的に取組もうとす

るものです。

また一般市民による連絡会を作ること
も検討しています。

総合開発の計画

委員会も誕生

住まいマイタチづくり計画をたてるの
に必要な調査、研究を進めるため、鳥
栖市総合開発計画委員会が8月24日発
足しました。委員は助役(会長)、収
入役、教育長、総務、財政、建設、都
市計画、衛生、農林、商工、水道の各
課長、福祉事務所長の12人。委員会に
は専門的事項を分掌するため部会をお
くこともできます。

心配ごと相談日

毎月 第1水曜、市役所で

毎月第1水曜日、市役所であらゆる心
配ごとの相談所を開いています。国や県
または市の仕事で迷惑を蒙ったとか、借
地、借家のこと、名譽、信用等の問題、
その他家庭内のトラブル、交通事故に関
することなど何でも相談に応じます。

①10月の相談日は

10月7日午前9時半から

市役所1階第1会議室で。

集金人をつくる

市水道課で水道料の集金人をつけて
います。性別は自由です。9月30日までに
履歴書を持って水道課へおいでください

小、中学校の体育祭

・9月20日 鳥栖中、田代中、基里
中

・9月27日 鳥栖西中、河内小

・県民体育大会・10月4日(日)

新設の佐賀県総合運動場

(佐賀市日の出2丁目)

・市民体育大会・10月10日(体育の
日)

鳥栖西中グランドその他

23日のゴミ収集を変更

9月23日(水)は祭日のため、ゴミ収
集は休みます。したがって当日収集予定
地区は、9月22日(火)と24日(木)に
行ないますのでご注意ください。

・9月22日(火)の収集に入れる区域

田代地区、基里地区、宿町、高田町

・9月24日(木)に入る区域

京町、本町、中央区の各一部



上限制限の緩和

いままでは、農地や採草地や放牧地を買ったり、借りたりする場合、その権利を得た後の経営面積と小作に出している面積の合計が、農地で都道府県平均3ha、北海道12ha、また採草放牧地については都道府県平均5ha、北海道20ha以上になる場合は、主として自家労働力だけで効率的な経営ができると認められる場合だけ、許可していました。

こんどは、この面積制限や雇用労働力の制限はなくなり、そのかわり面積のいかんにかわらず、その農地や採草放牧地を買ったり、借りようとする人またはその世帯員が、自分でその農業経営を管理し、そのうえ、その農作業に専念從事していると認められれば、許可されることになりました。

下限制限 面積の 引上げ

農地を買ったり借りようとする場合、それまでの経営規模が、都道府県では特殊な場合を除いて30ha以下の場合は許可されませんでした。

改正ではすべての場合、権利賛得後の面積で計算することになり、都道府県では今までより20ha引上げて、50haになりました。つまり農地や採草放牧地ごとに取得後50ha以上にならなければ、その権利取得は許可されないということです。これはあまり零細な農家の生産のを防ぐということですが、北海道以外の地域の場合、50ha未満の農家のうち、第二種兼業農家が昭和30年には59%だったのが、昭和40年には78%をこえるにいたった等、第二種兼業農家の階層がよりふえてきたのに対応した措置です。

通作距離等による 取得制限

今まで、農業生産が低下することから明らかな場合に、農地の権利取得は許可できることになっていましたが、これをもっとはっきりさせて、農業経営の状況や居住地から農地までの距離からみて、効率的な経営ができないと判断された場合は、許可できないことになりました。これは最近、地価上昇やインフレの進行に伴ひて、本気で農業をやるつもりでなく農地を買って、荒したり耕すに出す傾向があらわれたのでこのような農地取得はおさえようということです。

農業生産法人の 要件緩和

農地法は原則として法人が農地や採草地の権利を取得することを禁止していますが、昭和37年の改正で、6つの要件をみたした農業生産法人（有限会社、合資会社、合名会社および農事組合法人）について、許可できることにしていました

た。改正で6要件のうち次の2つを廃止しました。

- ①事業要件—農業専業であること。
- ②構成員要件—その法人の構成員はすべて農地を法人に貸すか、出資している者であるか、法人の事業の常時従事者であること。

農業技術や機械化が進むと、全部の人か農業生産法人の仕事に従事する必要はなくなります、またこれから多くの兼業農家と小数の専業農家がいっしょになつて農業生産法人をつくることも当然考えていることです。また一般的の農地について小作料統制を緩和する以上、農業生産法人の出資配当を制限しておく理由もなくなるからです。

そのかわりその法人の理事等、業務の執行にあたる者の過半数が、その法人への農地や採草放牧地の提供者であって、

の予定地の市町村あるいは農協を農地保有合理化法人に指定して、事業をやらせることになっています。この場合、農協は市町村がこの事業をやらない場合にだけ認める方針です。

この農地保有合理化法人は、農業をやめよう、あるいは經營を縮小したいという農家から農地を買ったり借り入れし規模拡大を志す農家にその土地を売ったり、貸したりするのかおもな事業となりまた、後で述べます10年以上の期間を定めた定期賃借に農地を出した農家には、その間の地代を一括前払いすることも予定されています。この農地の買い入れ資金は、日本政府が補助することになっています。

一方、農業委員会は農業振興地域整備法によって農地移動のあっせんを行ない規模拡大に方向づける活動をすること

が認められていますし、この農業委員会のあっせんによると、移動について

は、譲渡所得税、

不動産取得税、登録免許税を軽減することになっています。そこで、この農業委員会のあっせん活動と、農地保有合理化法人の関係が併せてあります、あっせん活動はすべて農業委員会が担当し、その上で農地保有合理化法人が農地の権利移動を行なうことになっています。

農協による経営委託

農協法の改正で、農協が組合員から委託を受けて農業経営をやれることになりましたが、農地法の改正でもこれを受け、農協がそのため農地の使用収益権の設定をなすことが許可されることになりました。

これは貸賃借ではない使用収益権ですので、貸賃借の契約や小作料についてのいろいろな制限は適用されません。つまり請耕作権などのものを、農協に限って認めようということです。貸賃借や農地信託は気が進まないという人は、この農協による経営委託を選ぶことができるわけです。ただ、1年かぎりで先のことは分らないというのでは農協でも困りますので、その期間は最低5年間にすることを規定する予定です。

なお、農協以外の者が経営委託を受け農地や採草放牧地の権利を取得することは、許可しないという規定がはっきり設けられました。

農地保有合理化法人の権利取得

農地管理条例法案は2回とも流產しましたが、こんど都道府県と市町村の段階に同様の機能を持つ農地保有合理化（規模拡大、集団化）を行なう法人を認めこの法人が農地の売買、賃借等のため権利を取得することが許可できることになりました。

この農地保有合理化法人は、都道府県の段階では、都道府県、市町村あるいは農協などの出資による公社が考えられていますが、市町村では新しく公社をつくるのは無理ですので、農業振興地域やそ

小作地の所有

農地法は小作地の所有に制限を加え、不在地主の小作地所有は認めず、在村地主については農地では都道府県平均1haの所有だけが認められています。これは労働力の移動が激しくなったことと、借地による流動化を促進するために、つきのようにゆるめられました。

その第一は離農に限って、在村しているとき10年以上所有していた農地に



賃貸借の解約等

現在、貸付け意欲を大きく阻害しているものの一つは、耕作権の保護が強化していて、一度小作に出したら、返してもらうにも知事の許可は小作人がうんざりしない限りまず得られず、小作人の同意を得るために、かなりの難作業を払わなければならぬという事情がありました。耕作権が長期的に安定していることが望ましいことはいうまでもありませんが、あまり強化しすぎて貸付者が現れなくては仕方がありません。そこでこんどはこの制限を緩和し、つきの場合は、解約等について知事の許可を要しないことにしました。

(1)合意解約の場合

ただし、その合意が土地の引渡しの期限前6ヶ月以内に書面ではっきり確認されたものであることが必要で、契約の最初から、いつでも返還に異議ありませんといった一筆を入れておくこと等はあてはまりません。

(2)10年以上の定期賃借の期間満了の場合

10年以上の期間を決めて小作に出した場合、10年間の耕作権は保証する代わり10年以上の期間がすぎたら、その更新拒

◎改正農地法についてのおたずねは
農業委員会にどうぞ。

電話 3111 内線 321

有制限の緩和

については、その本人とその人と住居生計を一つにしていた承継人の2代に限定して不在村となつても在村地主のみの小作地所有を認めることとしたことです。

第二は小作譲草放牧地については、小作地の所有制限を撤廃したことです。

第三には、小作地所有制限の適用除外の範囲の拡大です。

④現行法では、農業生産法人の場合



均等の制限緩和

絶対は知事の許可を不要としました。これはこの改正のポイントの一つです。ここで、いまの小作地の耕作権は不安定にならぬかという疑問がおちでますが、いまの小作地のはどんとは、何回かの契約更新を経ており、農地法では一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは、前と同じ条件で契約が更新されたこととなります。この更新は、とくに期間を定めて更新するという契約条項が定められていない限り、期間の定めのない小作契約になるとになっています。従ってこの定期賃借制度というのは、これから貸し手借り手がこのことを納得の上でとりかわした小作契約の場合に適用されることで、従来の小作地には今までどおりの耕作権の保護が継続されるということです。

(3)水田裏作の賃貸借の更新拒絶

水田の裏作だけを目的とした賃貸借には、更新拒絶について知事の許可が不要になりました。さらにこの場合は、一定期間内に更新拒絶の通知をしないときは前と同じ条件で更新されたものとなるという法定更新の規定も適用されないとになりました。

は、在村の常時從事者である構成員が、農業生産法人に貸している小作地だけが、小作地所有制限の適用除外でしたのが、こんどは在村、不在村を問わず農業生産法人の構成員が、その法人に貸し付けている小作地は、所有制限の適用をなくしました。

⑤また農地保有合理化法人に貸している小作地や農協が組合員から委託を受け

て経営している小作地も同様です。

⑥農協が共同利用施設に使っている小作地および農地信託されている農地も同様です。

⑦さらに都市計画法の「線引き」によって定めた市街区城内の小作地や、古都保存法によって府県や指定都市が買入された小作地も同様です。

小作料統制の緩和

小作料のいまの統制の方法も、貸し付け意欲の大きな阻害条件の一つであることは否定できません。いままでは、小作地の1筆ごとに小作料の最高額が決められており、それ以上支払っても受け取ってもいけないことになっています。その統制額は田で平均(6級地)10万4476円、畠では同じく1680円です。小作料はいうまでもなく、耕作者の経営の安定を主に定めるべきもので、このことはこんどの改正でも変わりありません。

しかし、いまの統制小作料は全国一律に決められたもので、個々の経営によっては、これ以上の額を払っても借りて経営を拡大した方が有利な場合があるわけです。また、労働力がますます不足していくのですから、小作する側が、不当な条件に甘んじ、家族労賃を切り下げてまで小作しなければならぬ時代ではありません。

そこで農地法が施行になったときに存在している小作地については、いままでどおりの1筆ごとの小作料統制が、今後10年間は継続されますが、農地法施行後に新しく生まれる小作地の小作料は、1

筆ごとの最高額統制を止めて、貸し手、借り手の相談によって、自主的に決めてよいことになりました。

このように小作料を原則として自由にした代わりに、借地、借家法と同じよう、小作料の額が事情が変わって不相当になったと思われたときは、貸し手、借り手の両当事者は、増額または減額を相手方に請求できることとし、話がつかないときは、相当と考える額を請求または支払っておいて、裁判で確定した後に過不足を清算すればよいことになりました。

もた相対で自由に決めるといつても、自安がなければ困りますし、また、あまり不当なものが発生しないよう、農業委員会がその地域内をいくつに分けて、農業経営の普通の収支状況や耕作者の経営の安定を考えて、標準的な小作料を設定することになりました。

この標準小作料に比べて、著しく高い小作料が発生したときは、農業委員会はその減額を勧告できることになりました。こうした措置で移行するに伴い、賃貸借契約の内容の届出制も強化されました。

農業委員会による和解の仲介

いままでも農業委員会は、農地についての紛争の調停などをやってきましたが、今度の農地法改正で、農地の利用関係が当事者間の話し合いにゆだねる事項が多くなったことと関連して、農業委員会による和解の仲介側ははっきりさせました。すなはち、当事者の双方や一方から申立てがあったときは、農業委員会長が事件ごとに、3人の農業委員を指名して、和解の仲介を行なうことを、農地法上明確にしました。また都道府県知事は農業委員会が申立人の同意を得て申出した紛争について、小作主その他の職員を派遣して和解の仲介を行なわせることも定められました。

草地利用権制度の創設

農地法には、未開墾地を強制的に買収して、売渡す規定があり今後も残りますが実際問題として、今日では所有権で強制的に買収することは、なかなかむずかしいのか実態です。一方、畜産の振興はこれからの大変な課題であり、このため

には草地の積極的な造成確保がよく要請されています。そこで草地として利用できる適地について、所有権には手をふれず、草地として利用する権利を、市町村や農協に限って設定される制度を新たに設けたのです。

違反には取消しや 是正命令

いままでは、農地転用統制の違反にたいしては罰則があるだけで、転用そのものを是正させる規定はありませんでした。こんどの改正ではこれを強化して、違反転用については、農林大臣や都道府県知事が必要ないことを認めたときは、転用許可の取消し、条件の変更、1年という期限を限定しての原状回復、その他違反を是正するための必要な措置命令が出されることになりました。

また開拓財産である道路や水路を、その用途に使わなくなつたときは、国に返すことを条件として、市町村や土地改良区に譲渡することができるようになります。

転用後の農地

必ず農委の現況証明を受けよう

最近、農地転用許可を受けた土地が、転用目的に使われないで相当長期にわたり放置されている例がみえられます。このようなことは、土地の有効利用および農地法の動向の面からたいへん好ましくないことです。

については、今回の法改正により農地転用統制の違反に対する罰則が強化(前項、法改正の説明欄を参照のこと)されており、許可を受けられたたちは、次の事項を十分に留意され、事後処理をしてください。

1、許可後1年内に(特に年次計画を附して許可を受けたものを除く。)申請通りに完工し、かららず事務局に現況証明を受け、地目変更をすること。(許可を受けた所有権移転しても地目は農地のままで)

2、申請時より甚しく述べを変更したり、事務により第三者等に譲り受けられる場合などは、事業計画変更申請をし、後者の場合はさらに法第5条の申請すること。

なお、事務局では、許可1か年を経過したにも拘らず結果報告書を送付し、転用状況のほうはあくにつとめています。

やめよう無断転用

本市でも都市化の進展に伴い住宅用地、工場用地等を取得するため、農地等の転用が増加しています。農地等を農地以外のものにする場合は、法第4条、第5条および第73条の規定により許可を受けなければなりません。法を知らないためばかりでなく、法を軽視して、必要な許可を受けずに転用している例を聞きます。違反事例のないように協力ください。

心配ごとなら 相談所へ



市社会福祉委員会は事業の一として、みさきから心配ごとの相談をお受けしています。秘密厳守です。無理ですか気性にわいくないとき、農地転用が通水権や排水権による相談をお受けします。

鳥栖市心配ごと相談所
福井111番 鳥栖市役所内
電話番号3111 鳥栖市役所内
電話番号3129

**種
痘** 生後半年から2年までの乳幼児
予診票をお忘れなく

ことし下半期の定期種痘を実施いたしましたので該当者にもれなく接種させてください。ところで種痘が先だってから大きな社会問題になり、みなさまも不安に思っていらっしゃることでしょう。幸い当市ではこの事故は今ままで起きていませんが、今後はなお万全を期して、予診票の記入や提出などみなさまにお手数をかけますが、どうぞご協力くださいますようお願いいたします。

一
生
活
に
政
治
に
生
き
る
国
勢
調
査

**危険物取扱
主任者の試験**

危険物取扱主任者試験（甲種、乙種全類）が、11月8日（日）、佐賀県立農業大学園で行なわれます。順番受け付けは10月1日から10月7日まで。受験準備講習会を10月12日、13日の2日間、鳥栖市役所3階大会議場で行ないます。くわしいことは鳥栖市消防署（電話2870）第二子防係へおたずねください。

**寄
付**

ありがとうございました

**香
典
返
し**

社会福祉協議会へ園田津原町原田正春さん■神辺町松本吉吉さん■鶴見町佐藤優さん■幸津町江崎繁吉さん■東町船津虎一さん■京町浅野保人さん■藤上町藤原アキさん■大正町富安八一郎さん
老人福祉センターへ鶴崎町佐々木仙一さん■宿町田中真さん■育英資金■■金子小宮幸久さん■油北町藤田忠さん
福祉資金へ■山浦町才田重夫さん■油北町藤田忠さん

『働く年少者の集い』へどうぞ
ホームで落語やレク催す

鳥栖青年会議所は9月20日、元町の市勤労青年少年ホームで第5回働く年少者の集いを催します。市郊に住んでいる15～20歳未満の働く年少者のみなさんお出

**盲人の親睦グループ
結成を呼びかけ**

天野清治さん（桜町）、渋田隆夫さん（原町）らが発起して、盲人の親睦グループづくりが進められています。とかく孤独になりがちな盲人が集まって、情報を交換したり話し合ったり、あるいはレクレーションを楽しもうという趣旨です。1回目の会を9月23日午後1時半～5時まで東町公民館で行なうことになりました。多くの人々の参加を呼びかけています。家族の人、知人などに知らせてください。当日の費用はいりません。

<注意事項>

- (1) 当日は前もって、接種者の体温を測っておいてください。
- (2) 接種には必ず母親など保護者が同行してください。
- (3) 初回接種はおそらくとも満2歳までに受けさせてください。
- (4) 現在、病院などで治療を受けている人、あるいはイレイン（アキツケ）やアレルギーなどの病気をしたことがある人、または体に

異常がみられる場合は必ずそのことを申出てください。

- (5) 接種の前に入浴させ清潔な肌着を着せてください。
- (6) 小児マニ、はしかワクチンおよびBCGの予防接種を1か月以内に受けた人は、今回の種痘はできません。
- (7) 接種後異常があった場合は、すぐに医師の診察を受けてください。
- (8) 母子手帳および前もって配った予診票に記入して持参ください。予診票を持参しなかった場合は接種できないことがありますので、お忘れなくお願いします。

1. 該当者 (時間：午後1時30分～3時)

接種日	判定日	地区
9月21日（月）	9月28日（月）	田代・旭地区
9月22日（火）	9月29日（火）	基里・麗地区
9月24日（木）	10月1日（木）	鳥栖南地区・専売公社
9月25日（金）	10月2日（金）	鳥栖北地区

10月1日の国勢調査が近されました。9月24日から30日までの間に、調査員（市内で219人）が各世帯に問い合わせ調査票を配り記入を依頼します。このとき調査票の記入例もあわせて配り記入のしかたを説明します。各世帯では次のことに注意して正確に記入ください

- (1) 世帯ごとに、その世帯の人が記入してください。
- (2) 記入の前に、調査票の1面や2面のはか、別に配布する調査票の記入例をよく読んでください。
- (3) 記入は10月1日現在でしてください。また仕事をしたかどうかの欄は、9月24日から30日までの1週間の事を書

くことになっていますのでご注意ください。

- (4) 別の先などの事業の内容、本人の仕事の記入は、左下の例の要領でおねがいします。

(6) 国勢調査で調べたことがらは、統計を作ること以外、たとえば徴税や犯罪をう査などに使うことは固く禁じられています。もちろん調査員も秘密を守ることが決められています。

- (7) 調査票を配った世帯の玄関には、調査員が小さなマークを張りつけます。これは調査もれの世帯が出来るないようにするためですから、子どもさ

んがはがなないようにしてください。

国勢調査員の変更

- 本通町 高尾平良さん（原田昌平さん）
- 木町 江崎伸雄さん（佐渡並好さん）
- 藤木町 石丸豊吾さん（大石司郎さん）
- 木町 榎原信一さん（古賀開闢さん）
- 田代上町 久光博さん（松原昌市さん）
- 藤木町 白山正義さん（日山軍記さん）

前納報償金は受取りましたか

45年度の市税を前納し、報償金をまだ受領していない方は、印鑑と納税額收書か交付通知書を持参し、税務課で受領されるようお願いします。

費を納めることになっています。

**[鳥栖～河内線で]
交通止め**

市道～鳥栖河内線の約子峠登山口鳥居から河内方面へ約200mの地点で、44年災害復旧工事をしますので、9月21日から12月末まで車両を交通止めいたします。ただし歩行者、自転車、バイク程度は通れます。市街地から河内町へ行く車は、神辺町池田の堤から左へ曲がり萱方住宅、古賀町、牛原町経由で河内町天神松へ出るコースをとってください。

便所に物を落さないで

家庭の便所（槽）に、ビニール袋、タオル、サンダル、帶、棒タワシなどがはいっていて、くみとりやし尿処理場の係員をなやませています。こんなものが、処理場のポンプやバルブにつまり、そのたびに係員がし尿の中に手を入れて取り出さなくてはなりません。

このような事情をご理解のうえ便所に物を落したり捨てたりしないようにくれぐれもお願ひいたします。

**10月1日
国勢調査 調査票が配られたら**

**別紙「記入例」をよく読み
記入はインキかボールペンで**

(6) 記入された調査票は、調査員が10月1日から5日までの間に集めにきます。もし留守にされるときは隣家などに預けていただきますと、たいへんやすくなります。



○ 良い例	× 悪い例
革・靴・製造	はきもの製造
かわ製袋製造	手袋 製造
酒類・小売	食料品販売
木製家具販売	木製家具販売
庶務事務・会計事務	事務員
菓子販売	卸販賣
金属・組立工	工員
旅客掛	駅員

② 婦人ガン 10月14日

。とろ中央公民館（本町三丁目）

[身障者の巡回相談]

身体障害者のための巡回相談を次のとおり実施します。日常生活上の悩みや心配ごとなどどうぞご相談ください。

▽ 時 10月16日10時から15時まで

▽ 場 所 市民集会所（本町三丁目、中央公民館、図書館の館下）

▽ 診 察 希望者は午後医師の診断がありますので昼食をご持参ください。診断の受け付けは午前中です。

**[鳥栖音楽団体]
連盟できる**

このほど鳥栖音楽団体連盟が誕生しました。個人またはグループで音楽演奏を楽しむ人々の集まりで事務局は中央公園横の鳥栖文化サークル内。市の文化活動の発展に一役かうとともに会員の連がりを緊密にしようというものです。個人は年間500円、団体サークルは1000円の会